

豊川市民生委員児童委員協議会慶弔規程

(弔慰、見舞の種類及び金額)

第1条 次の各号に該当する場合は、慶弔の金品を贈呈する。

- | | |
|-------------------------------------|---------|
| (1) 会員が死亡の場合 | 10,000円 |
| (2) 会員の配偶者が死亡の場合 | 5,000円 |
| (3) 会員の同居の親又は子が死亡の場合 | 3,000円 |
| (4) 10年以上在職の元会員が、退任後3年以内に死亡した場合 | 3,000円 |
| (5) 会員が傷病により1箇月以上病床にある場合 | 3,000円 |
| (6) 会員の家屋が風水震火により全・半焼し、全壊し、又は流失した場合 | 3,000円 |
| (7) 会員の慶事の場合は、理事会に諮って会長が決める。 | |

(その他)

第2条 本会会員のほか、会長において特に必要と認める関係者に対しては、慶弔の金品を贈呈することができる。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年5月16日から施行する。